

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年6月10日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猪股 伸晃

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信

(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P M新興国毎月決算ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成24年12月10日付で提出した有価証券届出書（平成25年1月17日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）ファンドの目的及び基本的性格

（ハ）基本的性格

< 訂正前 >

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

（略）

* 1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

* 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

（注）前記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

（略）

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

< 訂正後 >

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

（略）

* 1 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

* 2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

（略）

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

（二）ファンドの特色

J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

< 訂正前 >

（ a ）～（ c ）（略）

（ d ）前記（ b ）・（ c ）の債券のほか、一つまたは複数の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付^{*}は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関^{*}が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。なお、当該債券への投資は、当マザーファンドの純資産総額の50%未満とします。

^{*} 「格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したもので、
（略）

（以下略）

< 訂正後 >

（ a ）～（ c ）（略）

（ d ）前記（ b ）・（ c ）の債券のほか、一つまたは複数の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付^{*}は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関^{*}が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。なお、当該債券への投資は、当マザーファンドの純資産総額の50%未満とします。

^{*} 「格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したものをいいます。
（略）

（以下略）

（ 3 ）ファンドの仕組み

（八）委託会社の概況

< 訂正前 >

資本金 2,218 百万円（平成24年10月末現在）

～ （略）

大株主の状況（平成24年10月末現在）

（以下略）

< 訂正後 >

資本金 2,218 百万円（平成25年4月末現在）

～ （略）

大株主の状況（平成25年4月末現在）

（以下略）

2 【投資方針】

（ 1 ）投資方針

（八）マザーファンドの投資態度

各マザーファンドにおける運用のプロセスは、次のとおりです。

J P M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

< 訂正前 >

当マザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託を受けた J P モルガン・アセット・マネジメント（ U K ）リミテッドは、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

（略）

「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの各運用拠点に在籍する、各地域のB R I C S 5カ国を含めた新興国株式を担当するアナリスト*が、現地に密着した企業の調査を行います。

(a)、(b) (略)

(c) 「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの各社において、当マザーファンドの投資対象国であるB R I C S 5カ国の各地域を担当するポートフォリオ・マネジャー*は、1または2と格付けされた銘柄を中心に、各国のモデル・ポートフォリオ(参考となる標準的な構成銘柄等の一覧)を作成します。

* アジア・太平洋地域グループ(以下「PRG」といいます。)に所属する者が含まれ、インドおよび中国を担当します。PRGは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社においてアジア・太平洋地域の株式運用および各銘柄の調査・分析を行う者で構成されます。

(以下略)

<訂正後>

当マザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託を受けたJ Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

(略)

「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの各運用拠点に在籍する、各地域のB R I C S 5カ国を含めた新興国株式を担当するアナリスト*が、現地に密着した企業の調査を行います。

(a)、(b) (略)

(c) 「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの各社において、当マザーファンドの投資対象国であるB R I C S 5カ国の各地域を担当するポートフォリオ・マネジャー*は、1または2と格付けされた銘柄を中心に、各国のモデル・ポートフォリオ(参考となる標準的な構成銘柄等の一覧)を作成します。

* アジア・太平洋地域グループ(以下「PRG」といいます。)に所属する者が含まれ、インドおよび中国を担当します。PRGは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に所属するアジア・太平洋地域の株式運用および各銘柄の調査・分析を行うポートフォリオ・マネジャーで横断的に構成されます。

(以下略)

(2) 投資対象

<訂正前>

(イ) (略)

(ロ) 委託会社は、信託金を、前記(イ)の資産のうち、主として、新興国マザーファンドおよびB R I C S マザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下(ロ)において同じ。)に投資することを指図します。

(略)

(ハ) (略)

(ニ) (略)

(参考) マザーファンドの投資対象

J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)信託約款(以下「新興国マザーファンド信託約款」といいます。)

(イ) 新興国マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(略)

(ロ) 委託会社(運用委託先を含みます。)は、信託金を、前記(イ)の資産のうち主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下

(ロ)において同じ。)に投資することを指図します。

(略)

(ハ) (略)

(ニ) 前記(ロ)の規定にかかわらず、新興国マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記(ハ)に掲げる投資対

象により運用することの指図ができます。

J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「B R I C S マザーファンド信託約款」といいます。）

（イ）B R I C S マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（略）

（ロ）委託会社（運用委託先を含みます。）は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

（略）

（ハ）（略）

（二）前記（ロ）の規定にかかわらず、B R I C S マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

<訂正後>

（イ）（略）

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、主として、新興国債券マザーファンドおよびB R I C S 5 株式マザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

（略）

（ハ）（略）

（二）（略）

（参考）マザーファンドの投資対象

J P M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「新興国債券マザーファンド信託約款」といいます。）

（イ）新興国債券マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（略）

（ロ）委託会社（当マザーファンドの運用委託先を含みます。）は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

（略）

（ハ）（略）

（二）前記（ロ）の規定にかかわらず、新興国債券マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「B R I C S 5 株式マザーファンド信託約款」といいます。）

（イ）B R I C S 5 株式マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（略）

（ロ）委託会社（当マザーファンドの運用委託先を含みます。）は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

（略）

（ハ）（略）

(二) 前記(ロ)の規定にかかわらず、B R I C S 5 株式マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記(八)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(3) 運用体制

(イ) 当ファンドの運用体制

<訂正前>

、(略)

委託会社の運用商品管理部門(約10名)の売買執行担当者は、で決定された投資比率に基づき、当ファンドにおいて各マザーファンドの受益証券の売買執行を行います。

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成24年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

<訂正後>

、(略)

委託会社の運用商品管理部門(約30名)の売買執行担当者は、で決定された投資比率に基づき、当ファンドにおいて各マザーファンドの受益証券の売買執行を行います。

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

(ロ) マザーファンドの運用体制

<訂正前>

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資対象である各マザーファンドの受益証券にかかるものです。

J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(図略)

当マザーファンドの運用の指図に関する権限をJ P M I M社に委託します。当マザーファンドの運用を担当するエマージング債券運用チーム(約30名)は、J P M I M社*のグローバル債券運用グループに属しています。

* 運用体制については、J P M I M社を含めた「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

~ (略)

運用部門から独立したJ P M I M社の内部管理部門等においては、マザーファンドの運用成果やリスク水準の妥当性、有価証券の取引の適正性および投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェックを行います。

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成24年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

J P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(図略)

~ (略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成24年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資先である各マザーファンドにおけるものです。

J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(図略)

当マザーファンドの運用の指図に関する権限をJ P M I M社に委託します。当マザーファンドの運用を担当するエマージング債券運用チーム(約40名)は、J P M I M社*のグローバル債券運用グループ

に属しています。

* 運用体制については、JPMIM社を含めた「JPMorgan・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

～ (略)

運用部門から独立したJPMIM社の内部管理部門等においては、当マザーファンドの運用成果やリスク水準の妥当性、有価証券の取引の適正性および投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェックを行います。

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(図略)

～ (略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 分配方針

<参考>

「収益分配金に関する留意事項」

<訂正前>

(略)

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費^{*1}控除後の配当等収益および評価益を含む売買益^{*2})を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

*1 後記「4 手数料等及び税金(3) 信託報酬等および(4) その他の手数料等」をご参照ください。

*2 信託約款第38条第1項第2号をご参照ください。

(以下略)

<訂正後>

(略)

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費^{*1}控除後の配当等収益および評価益を含む売買益^{*2})を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

*1 後記「4 手数料等及び税金」の「(3) 信託報酬等」および「(4) その他の手数料等」をご参照ください。

*2 信託約款第38条第1項第2号をご参照ください。

(以下略)

(5) 投資制限

<訂正前>

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

～ (略)

投資信託証券への投資制限

A (略)

B 前記Aにおいて「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額(各マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下において同じ。)に占めるすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額を、すべて合計した額をいいます。

～（略）

（参考）マザーファンドの投資制限

（略）

J P M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額（新興国マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下において同じ。）の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

～（略）

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

A（略）

B スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として新興国マザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なスワップ取引についてはこの限りではありません。

C、D（略）

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

A（略）

B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、新興国マザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C、D（略）

～（略）

J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

～（略）

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額（B R I C S マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下において同じ。）の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（略）

先物取引等の運用指図・目的・範囲

A（略）

1.（略）

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにB R I C S マザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。

B（略）

C（略）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびにB R I C S マザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに B R I C S マザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額(以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託財産の純資産総額から、信託財産に属する外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下において同じ。)に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

~ (略)

<訂正後>

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

~ (略)

投資信託証券への投資制限

A (略)

B 前記Aにおいて「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額(各マザーファンドの信託約款第8条に規定するものをいいます。以下において同じ。)に占めるすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額を、すべて合計した額をいいます。

~ (略)

(参考) マザーファンドの投資制限

(略)

J P M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額(新興国債券マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下において同じ。)の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

~ (略)

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

A (略)

B スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として新興国債券マザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なスワップ取引についてはこの限りではありません。

C、D (略)

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

A (略)

B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、新興国債券マザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C、D (略)

~ (略)

J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド(適格機関投資家専用)

~ (略)

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額（B R I C S 5 株式マザーファンド信託約款第 8 条に規定するものをいいます。以下 において同じ。）の100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（略）

先物取引等の運用指図・目的・範囲

A（略）

1.（略）

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに B R I C S 5 株式マザーファンド信託約款第17条第 2 項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。

B（略）

C（略）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに B R I C S 5 株式マザーファンド信託約款第17条第 2 項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに B R I C S 5 株式マザーファンド信託約款第17条第 2 項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下 2 において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額から、信託財産に属する外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下 において同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

～（略）

3【投資リスク】

（1）リスク要因

J P M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

カントリーリスク

・税制に関する留意点

<訂正前>

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による 1 年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大0.759%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。（税率は全て平成24年 9 月末現在）

（以下略）

<訂正後>

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大0.759%のその他の税(以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。)が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。(税率は全て平成25年3月末現在)

(以下略)

(2) 投資リスクに関する管理体制

(ロ) 各マザーファンドにおける運用のリスク管理体制

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

<訂正前>

運用のリスク管理体制

以下は、当マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、JPMIM社におけるものです。

同社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(図略)

(平成24年9月末現在)

(略)

為替ヘッジについてのリスク管理体制

当マザーファンドの運用委託先が必要と判断した場合、その建値以外の通貨(円以外)に基づく為替リスクをヘッジするため、機動的に為替先物予約取引(直物為替先渡(NDF)取引を含みます。)を行うことがあります。そのヘッジ状況は、当マザーファンドの運用委託先のリスク管理部門によりモニターされます。

<訂正後>

運用のリスク管理体制

以下は、当マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、JPMIM社におけるものです。

同社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(図略)

(平成25年3月末現在)

(略)

為替ヘッジについてのリスク管理体制

当マザーファンドの運用委託先が必要と判断した場合、その建値以外の通貨(円以外)に基づく為替リスクをヘッジするために、当マザーファンドにおいて機動的に為替先物予約取引(直物為替先渡(NDF)取引を含みます。)を行うことがあります。そのヘッジ状況は、当マザーファンドの運用委託先のリスク管理部門によりモニターされます。

JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

<訂正前>

運用のリスク管理体制

以下は、当マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、JPMorgan・アセット・マネジメント(UK)リミテッドにおけるものです。

同社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(図略)

（平成24年9月末現在）

（以下略）

<訂正後>

運用のリスク管理体制

以下は、当マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、J P モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドにおけるものです。

同社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

（図略）

（平成25年3月末現在）

（以下略）

4【手数料等及び税金】

（5）課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成24年10月末現在成立しているものです。

、（略）

法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

^{*} 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（八）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

^{*1} 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

^{*2} 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託^{*1}（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*2}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場

合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができません。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

- * 1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において株式の組入れが可能である投資信託をいいます。
- * 2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

- * 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税7.147%）、平成26年1月1日からは15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成25年4月末現在成立しているものです。

、（略）

法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

- * 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（八）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

- * 1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

- * 2 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託^{*1}（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*2}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができません。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

- * 1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

* 2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託(ETF)、上場特定不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家(税務署等)にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(所得税7%および復興特別所得税0.147%)*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

元本払戻金(特別分配金)は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となる予定です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況

(平成25年4月19日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)	日本	7,178,107,910	74.25
JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)	日本	2,493,456,258	25.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,105,316	0.04
合計(純資産総額)		9,667,458,852	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年4月19日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	589,462,260	2.83
	イギリス	134,010,240	0.64
	マレーシア	825,943,114	3.97
	タイ	646,927,884	3.11
	インドネシア	449,265,609	2.16
	メキシコ	3,476,893,166	16.72
	ブラジル	5,443,622,222	26.19
	トルコ	1,309,299,675	6.30
	ハンガリー	458,999,852	2.21
	ペルー	238,014,721	1.14
	ポーランド	1,763,998,645	8.48
	南アフリカ	1,859,943,993	8.94
	ロシア	722,688,096	3.48
	ルーマニア	24,142,060	0.12
	ナイジェリア	249,798,968	1.20
小計		18,193,010,505	87.49
社債券	イギリス	1,926,494,673	9.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	675,909,145	3.25
合計(純資産総額)		20,795,414,323	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」をご参照ください。

(参考) JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年4月19日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	11,143,293,625	14.79
	イギリス	9,196,415,875	12.21
	香港	17,015,554,623	22.60
	ブラジル	7,264,291,995	9.64
	インド	14,469,609,392	19.21
	南アフリカ	13,033,686,463	17.30
	ロシア	2,751,714,750	3.65
	小計	74,874,566,723	99.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	452,823,607	0.60
合計(純資産総額)		75,327,390,330	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」をご参照ください。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成25年4月19日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)	4,723,682,489	1.5517	7,329,971,851	1.5196	7,178,107,910	74.25
2	日本	親投資信託受益証券	JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)	1,231,518,871	2.1281	2,620,795,309	2.0247	2,493,456,258	25.79

(参考) JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年4月19日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN17 NTF	63,370,000	5,090.18	3,225,648,782	5,151.04	3,264,214,126	10	2017/1/1	15.70
2	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN14 NTF	24,603,000	5,022.80	1,235,760,074	5,070.75	1,247,558,361	10	2014/1/1	6.00
3	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 6.25% OCT15	25,755,000	3,329.93	857,624,759	3,357.96	864,845,173	6.25	2015/10/24	4.16
4	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT7.75%DEC17M10	89,941,100	910.80	819,190,140	922.08	829,332,006	7.75	2017/12/14	3.99
5	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT10% DEC24 M20	68,686,100	1,157.70	795,181,067	1,186.88	815,226,954	10	2024/12/5	3.92
6	イギリス	インドネシア	社債証券	CITI VAR IDR NOV20 CLN	6,566,870	11,888.17	780,681,029	11,830.67	776,905,102	-	2020/11/17	3.74
7	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN21 NTF	14,980,000	5,107.62	765,122,739	5,140.97	770,117,770	10	2021/1/1	3.70
8	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 5.75% SEP22	18,800,000	3,560.56	669,385,465	3,708.40	697,180,610	5.75	2022/9/23	3.35
9	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT10% NOV36 M30	53,406,200	1,235.33	659,743,987	1,282.24	684,798,660	10	2036/11/20	3.29
10	ロシア	ロシア	国債証券	RUSSIA 8.15% FEB27 6207	174,000,000	340.66	592,749,063	344.72	599,828,112	8.15	2027/2/3	2.88
11	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA10.5% DEC26 R186	40,866,667	1,358.24	555,068,316	1,409.68	576,090,183	10.5	2026/12/21	2.77

12	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 6.5% JUN22 M	63,000,000	898.61	566,126,677	912.51	574,884,828	6.5	2022/6/9	2.76
13	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.378% NOV19	16,600,000	3,430.66	569,489,726	3,440.89	571,188,251	4.378	2019/11/29	2.75
14	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA6.75% MAR21 R208	49,000,000	1,091.95	535,059,181	1,110.94	544,364,666	6.75	2021/3/31	2.62
15	タイ	タイ	国債証券	THAI GOVT 3.58% DEC27	147,000,000	329.24	483,987,798	343.71	505,253,700	3.58	2027/12/17	2.43
16	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 8.5% SEP22	7,940,000	6,126.38	486,434,593	6,201.84	492,426,572	8.5	2022/9/14	2.37
17	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT9.5%DEC14 M10	36,146,600	875.30	316,392,307	872.91	315,528,312	9.5	2014/12/18	1.52
18	イギリス	ロシア	社債券	CITI VAR RUB APR21 CLN A	3,100,000	10,087.50	312,712,583	9,879.12	306,252,964	-	2021/4/16	1.47
19	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 10.5% JAN20	4,500,000	6,605.67	297,255,463	6,716.69	302,251,394	10.5	2020/1/15	1.45
20	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA 7.75%FEB23 2023	22,700,000	1,153.42	261,828,129	1,176.81	267,136,959	7.75	2023/2/28	1.28
21	イギリス	ナイジェリア	社債券	CITI VAR NGN JAN22 CLN	2,500,000	10,631.93	265,798,275	10,606.86	265,171,676	-	2022/1/31	1.28
22	インドネシア	インドネシア	国債証券	INDON 8.25% JUN32 FR58	21,600,000,000	1.24	269,186,976	1.22	264,604,320	8.25	2032/6/15	1.27
23	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.262% SEP16	7,580,000	3,358.45	254,570,782	3,360.88	254,754,863	4.262	2016/9/15	1.23
24	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 8% FEB15 15/A	540,000,000	45.46	245,503,094	45.78	247,215,204	8	2015/2/12	1.19
25	イギリス	ロシア	社債券	CITI VAR RUB APR21 CLN B	2,150,000	11,499.93	247,248,495	11,263.05	242,155,598	-	2021/4/16	1.16
26	ペルー	ペルー	国債証券	PERU GOVT6.95%AUG31 REGS	4,827,000	4,687.85	226,282,567	4,930.90	238,014,721	6.95	2031/8/12	1.14
27	アメリカ	ウルグアイ	国債証券	URUGUAY I/L 4.375% DEC28	30,972,090	729.37	225,903,455	750.76	232,528,224	4.375	2028/12/15	1.12
28	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 6.5% JUN21 M	25,000,000	891.90	222,976,050	907.78	226,945,950	6.5	2021/6/10	1.09
29	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA7.25% JAN20 R207	19,000,000	1,141.91	216,963,378	1,140.72	216,737,199	7.25	2020/1/15	1.04
30	アメリカ	コロンビア	国債証券	COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27	2,653,000,000	8.30	220,424,664	8.09	214,749,355	9.85	2027/6/28	1.03

(注1) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

(注2) クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため「-」と表示する場合があります。

（参考）JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成25年4月19日現在）

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	イギリス	ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	796,150	6,511.71	5,184,299,906	5,872.82	4,675,651,614	6.21
2	ロシア	ロシア	株式	SBERBANK OF THE RUSSIA-CLS	銀行	9,331,959	335.16	3,127,782,432	294.86	2,751,714,750	3.65
3	インド	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	銀行	1,808,340	1,513.76	2,737,407,225	1,505.57	2,722,600,537	3.61
4	イギリス	ロシア	株式	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS/WI	食品・生活必需品 小売り	528,730	4,477.10	2,367,182,105	4,747.40	2,510,096,503	3.33
5	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	30,735,840	83.93	2,579,837,319	76.21	2,342,476,721	3.11
6	インド	インド	株式	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	自動車・自動車部品	1,296,800	1,630.24	2,114,095,232	1,663.17	2,156,806,636	2.86
7	インド	インド	株式	KOTAK MAHINDRA BANK LIMITED	各種金融	1,651,200	1,158.74	1,913,311,488	1,230.86	2,032,409,241	2.70
8	香港	中国	株式	AIA GROUP LTD	保険	4,836,600	376.00	1,818,571,273	409.55	1,980,834,366	2.63
9	南アフリカ	南アフリカ	株式	TIGER BRANDS LTD	食品・飲料・タバコ	641,544	3,218.35	2,064,716,340	3,010.15	1,931,145,339	2.56
10	アメリカ	ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	気通サービス	984,200	1,873.40	1,843,807,563	1,912.72	1,882,502,370	2.50
11	南アフリカ	南アフリカ	株式	SHOPRITE HOLDINGS LTD	食品・生活必需品 小売り	1,020,735	1,959.92	2,000,569,148	1,815.34	1,852,986,178	2.46
12	アメリカ	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF ADR	銀行	1,092,259	1,742.68	1,903,459,770	1,586.40	1,732,760,332	2.30
13	ブラジル	ブラジル	株式	BRF SA	食品・飲料・タバコ	711,500	2,220.29	1,579,739,750	2,331.77	1,659,055,778	2.20

14	インド	インド	株式	ITC LIMITED	食品・飲料・タバコ	2,839,662	528.90	1,501,919,949	580.15	1,647,435,588	2.19
15	香港	中国	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産	5,736,000	316.50	1,815,444,000	284.21	1,630,268,712	2.16
16	南アフリカ	南アフリカ	株式	SASOL LIMITED	エネルギー	401,700	3,958.73	1,590,224,773	3,989.04	1,602,400,019	2.13
17	インド	インド	株式	COAL INDIA LIMITED	エネルギー	2,868,300	652.83	1,872,518,025	551.26	1,581,190,531	2.10
18	香港	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	銀行	8,299,634	234.20	1,943,857,279	188.63	1,565,593,159	2.08
19	香港	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA-H	保険	2,133,500	883.66	1,885,305,678	733.64	1,565,235,874	2.08
20	香港	中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	13,002,000	141.03	1,833,703,264	117.86	1,532,475,529	2.03
21	南アフリカ	南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	873,258	1,891.06	1,651,387,377	1,728.48	1,509,415,013	2.00
22	アメリカ	ブラジル	株式	COMPANHIA DE BEBIDAS-PR ADR	食品・飲料・タバコ	382,050	4,427.96	1,691,703,837	3,859.84	1,474,655,043	1.96
23	インド	インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	344,570	5,133.23	1,768,757,750	4,223.53	1,455,303,799	1.93
24	アメリカ	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO SA-ADR	エネルギー	925,000	1,756.39	1,624,668,042	1,554.94	1,438,326,715	1.91
25	香港	中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	エネルギー	4,469,000	413.34	1,847,256,681	320.93	1,434,240,639	1.90
26	香港	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	8,412,000	207.37	1,744,403,169	169.64	1,427,045,328	1.89
27	南アフリカ	南アフリカ	株式	AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD	各種金融	4,838,799	323.97	1,567,662,003	291.20	1,409,081,978	1.87
28	香港	中国	株式	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-H	素材	3,835,500	362.07	1,388,742,498	354.48	1,359,608,040	1.80
29	香港	中国	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	1,308,000	1,109.64	1,451,420,892	1,026.72	1,342,957,608	1.78
30	イギリス	ロシア	株式	TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	エネルギー	400,939	4,398.47	1,763,521,170	3,292.71	1,320,177,859	1.75

(注)上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

(平成25年4月19日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04

(参考) JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年4月19日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	87.49
社債券	9.26

(参考) JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年4月19日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	19.93
		素材	4.56
		資本財	4.77
		自動車・自動車部品	2.86
		消費者サービス	1.11
		小売	3.01
		食品・生活必需品小売り	7.80
		食品・飲料・タバコ	8.91
		家庭用品・パーソナル用品	1.51
		銀行	20.33
		各種金融	7.16
		保険	4.71
		不動産	2.16
		ソフトウェア・サービス	3.04
		電気通信サービス	6.29
公益事業	1.25		
合計			99.40

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年4月19日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	10TNOTE 1306	売建	38	アメリカドル	5,009,953.54	5,059,343.94	497,282,915	2.39

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 評価額については、原則として上記に記載の日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、同日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成25年4月19日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1 特定期間末	(平成22年3月11日)	2,666	2,687	1.0149	1.0229
第2 特定期間末	(平成22年9月13日)	5,809	5,845	0.9677	0.9737
第3 特定期間末	(平成23年3月11日)	9,489	9,549	0.9588	0.9648
第4 特定期間末	(平成23年9月12日)	11,887	11,968	0.8744	0.8804
第5 特定期間末	(平成24年3月12日)	12,381	12,462	0.9171	0.9231
第6 特定期間末	(平成24年9月11日)	11,034	11,115	0.8207	0.8267
第7 特定期間末	(平成25年3月11日)	9,978	10,075	1.0304	1.0404
	平成24年4月末日	12,279	-	0.8814	-
	平成24年5月末日	10,890	-	0.7801	-
	平成24年6月末日	11,039	-	0.7950	-
	平成24年7月末日	11,208	-	0.8174	-
	平成24年8月末日	10,978	-	0.8103	-
	平成24年9月末日	10,918	-	0.8249	-
	平成24年10月末日	10,831	-	0.8424	-
	平成24年11月末日	10,701	-	0.8671	-
	平成24年12月末日	10,049	-	0.9391	-
	平成25年1月末日	10,041	-	0.9926	-
	平成25年2月末日	9,723	-	0.9926	-
	平成25年3月末日	9,503	-	0.9886	-
	平成25年4月19日	9,667	-	1.0331	-

(注) 純資産総額(分配付)および1口当たり純資産額(分配付)は特定期間末日のものであります。

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
第1 特定期間	0.0180
第2 特定期間	0.0350
第3 特定期間	0.0360
第4 特定期間	0.0360
第5 特定期間	0.0360
第6 特定期間	0.0360
第7 特定期間	0.0400

収益率の推移

期	収益率（％）
第1特定期間	3.29
第2特定期間	1.20
第3特定期間	2.80
第4特定期間	5.05
第5特定期間	9.00
第6特定期間	6.59
第7特定期間	30.43

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第1特定期間	2,710,347,958	83,330,890	2,627,017,068
第2特定期間	4,102,020,925	725,113,793	6,003,924,200
第3特定期間	4,584,736,028	691,062,674	9,897,597,554
第4特定期間	5,470,493,657	1,773,947,052	13,594,144,159
第5特定期間	2,215,401,880	2,309,559,982	13,499,986,057
第6特定期間	1,966,885,541	2,021,576,981	13,445,294,617
第7特定期間	2,186,865,708	5,948,446,260	9,683,714,065

（注1）第1特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注2）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

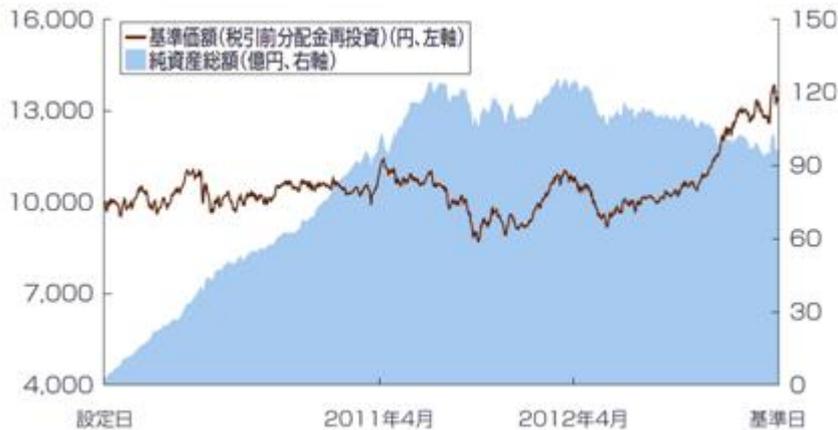
<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2013年4月19日	設定日	2009年10月30日
純資産総額	96億円	決算回数	年12回

J P M新興国毎月決算ファンド

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
36期	2012年12月	60
37期	2013年1月	60
38期	2013年2月	60
39期	2013年3月	100
40期	2013年4月	60
	設定来累計	2,430

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額（税引前分配金再投資）は、収益分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。
* 基準価額（税引前分配金再投資）は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率 1
J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	74.2%
J P M・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）	25.8%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-0.0%
合計（純資産総額）	100.0%

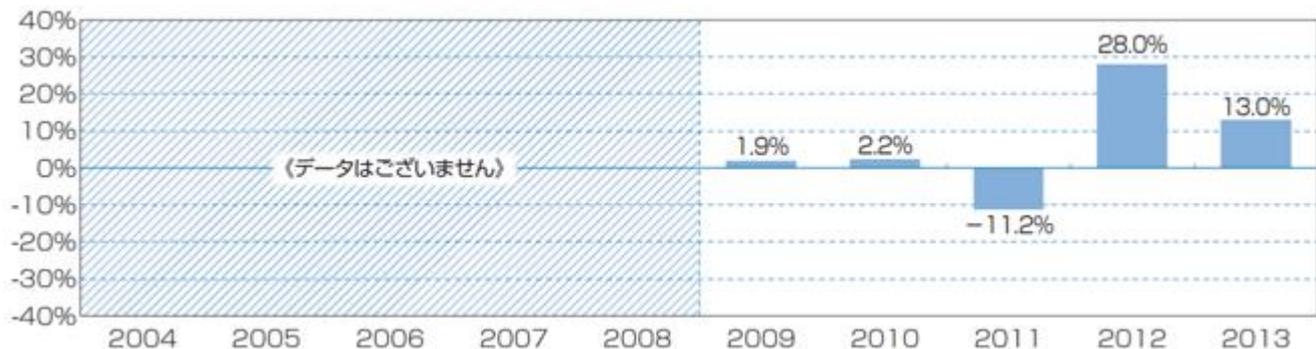
国別構成状況

投資国 2	投資比率 3
ブラジル	24.4%
メキシコ	12.4%
南アフリカ	11.1%
ロシア	10.2%
ポーランド	6.3%
その他	33.1%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 3
ブラジルレアル	22.1%
米ドル	14.4%
メキシコペソ	12.4%
南アフリカランド	11.1%
ポーランドズロチ	6.3%
その他	31.2%

年間収益率の推移



* 年間収益率（%）= {（年末営業日の基準価額 + その年に支払われた収益分配金（税引前））÷ 前年末営業日の基準価額 - 1} × 100

* 2009年の年間収益率は設定日から年末営業日、2013年の年間収益率は前年末営業日から2013年4月19日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* 当ページおよび次ページにおける「ファンド」は、J P M新興国毎月決算ファンドです。

上記において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。
- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

組入上位10銘柄

J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

順位	銘柄名	種類	クーポン（％）	償還日	投資国 1	通貨	投資比率 2
1	ブラジル国債	国債証券	10.00	2017/ 1 / 1	ブラジル	ブラジルリアル	11.6%
2	ブラジル国債	国債証券	10.00	2014/ 1 / 1	ブラジル	ブラジルリアル	4.5%
3	ポーランド国債	国債証券	6.25	2015/10/24	ポーランド	ポーランドズロチ	3.1%
4	メキシコ国債	国債証券	7.75	2017/12/14	メキシコ	メキシコペソ	3.0%
5	メキシコ国債	国債証券	10.00	2024/12/ 5	メキシコ	メキシコペソ	2.9%
6	インドネシア国債（CLN）	社債券	-	2020/11/17	インドネシア	米ドル	2.7%
7	ブラジル国債	国債証券	10.00	2021/ 1 / 1	ブラジル	ブラジルリアル	2.7%
8	ポーランド国債	国債証券	5.75	2022/ 9 /23	ポーランド	ポーランドズロチ	2.5%
9	メキシコ国債	国債証券	10.00	2036/11/20	メキシコ	メキシコペソ	2.4%
10	ロシア国債	国債証券	8.15	2027/ 2 / 3	ロシア	ロシアルーブル	2.2%

J P M・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

順位	銘柄名	種類	投資国 1	通貨	業種	投資比率 2
1	ルクオイル	株式	ロシア	米ドル	エネルギー	1.6%
2	ズベルバンク	株式	ロシア	米ドル	銀行	1.0%
3	H D F C	株式	インド	インドルピー	銀行	0.9%
4	マグニト	株式	ロシア	米ドル	食品・生活必需品小売り	0.9%
5	中国建設銀行	株式	中国	香港ドル	銀行	0.8%
6	マヒンドラ・マヒンドラ	株式	インド	インドルピー	自動車・自動車部品	0.7%
7	コタック・マヒンドラ銀行	株式	インド	インドルピー	各種金融	0.7%
8	友邦保険控股	株式	中国	香港ドル	保険	0.7%
9	タイガーブランズ	株式	南アフリカ	南アフリカランド	食品・飲料・タバコ	0.7%
10	モバイル・テレシステムズ	株式	ロシア	米ドル	電気通信サービス	0.6%

*クレジット・リンク債（CLN）は、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券をいいます。

*クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため「-」と表示する場合があります。

上記において、投資比率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どこへの投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。なお、クレジット・リンク債は連動先債券の国情報に基づき分類しています。
- ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

<訂正前>

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。ただし、米国の銀行休業日には、取得申込みの受付は行いません。

<訂正後>

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。ただし、米国の銀行休業日には、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

換金方法

<訂正前>

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け付けます。
ただし、米国の銀行休業日には、換金申込みの受付は行いません。

<訂正後>

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け付けます。
ただし、米国の銀行休業日には、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）資産の評価

<訂正前>

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および**一般** 団 法 人 投 資 信 託 協 会 規 則 にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（以下略）

<訂正後>

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および**二** 般 社 団 法 人 投 資 信 託 協 会 規 則 にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（以下略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。
<更新・訂正後>

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7特定期間（平成24年9月12日から平成25年3月11日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JPM新興国毎月決算ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成24年9月11日現在)	当期 (平成25年3月11日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,131,618,586	10,089,187,939
未収入金	41,667,102	62,813,743
流動資産合計	11,173,285,688	10,152,001,682
資産合計	11,173,285,688	10,152,001,682
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	80,671,767	96,837,140
未払解約金	41,667,102	62,813,743
未払受託者報酬	390,948	324,867
未払委託者報酬	16,010,274	13,304,088
その他未払費用	186,154	154,688
流動負債合計	138,926,245	173,434,526
負債合計	138,926,245	173,434,526
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 13,445,294,617	¹ 9,683,714,065
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	² 2,410,935,174	² 294,853,091
(分配準備積立金)	29,485	915,688,791
元本等合計	11,034,359,443	9,978,567,156
純資産合計	11,034,359,443	9,978,567,156
負債純資産合計	11,173,285,688	10,152,001,682

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成24年 3月13日 至 平成24年 9月11日)	当期 (自 平成24年 9月12日 至 平成25年 3月11日)
営業収益		
有価証券売買等損益	739,216,484	2,891,689,143
営業収益合計	739,216,484	2,891,689,143
営業費用		
受託者報酬	2,553,625	2,296,964
委託者報酬	104,576,942 ¹	94,065,902 ¹
その他費用	1,215,948	1,093,727
営業費用合計	108,346,515	97,456,593
営業利益又は営業損失（ ）	847,562,999	2,794,232,550
経常利益又は経常損失（ ）	847,562,999	2,794,232,550
当期純利益又は当期純損失（ ）	847,562,999	2,794,232,550
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,935,109	109,707,905
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,118,890,440	2,410,935,174
剰余金増加額又は欠損金減少額	299,373,254	601,160,701
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	299,373,254	596,725,883
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,434,818
剰余金減少額又は欠損金増加額	254,443,869	131,978,014
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	17,184,753
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	254,443,869	114,793,261
分配金	496,346,229 ²	447,919,067 ²
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,410,935,174	294,853,091

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価して おりません。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成24年9月11日現在)	当期 (平成25年3月11日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	13,499,986,057円	13,445,294,617円
期中追加設定元本額	1,966,885,541円	2,186,865,708円
期中一部解約元本額	2,021,576,981円	5,948,446,260円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は2,410,935,174 円であります。	-
3 特定期間末日における受益権の総数	13,445,294,617口	9,683,714,065口
1 口当たりの純資産額	0.8207円	1.0304円
(1 万口当たりの純資産額)	(8,207円)	(10,304円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自 平成24年 3月13日 至 平成24年 9月11日)	当期 (自 平成24年 9月12日 至 平成25年 3月11日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	<p>J P M新興国毎月決算ファンド 純資産総額に年率0.05%を乗じて得た額</p> <p>J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) 報酬対象期間の毎月末時点におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に年率0.35%を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて実日数に基づき日割り計算して得た金額</p> <p>J P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 報酬対象期間の毎月末時点におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に年率0.50%を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて実日数に基づき日割り計算して得た金額</p> <p>上記それぞれに算出した額の合計額</p>	<p>J P M新興国毎月決算ファンド 同左</p> <p>J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) 同左</p> <p>J P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 同左</p> <p>上記それぞれに算出した額の合計額</p>
2 分配金の計算過程	<p>(自 平成24年 3月13日 至 平成24年 4月11日)</p> <p>費用控除後の配当等収益額 31,003,226円</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 - 円</p> <p>収益調整金額 1,286,725,143円</p> <p>分配準備積立金額 76,610,370円</p> <p>当ファンドの分配対象収益額 1,394,338,739円</p> <p>当ファンドの期末残存口数 13,870,513,577口</p> <p>1万口当たり収益分配対象額 1,005.25円</p> <p>1万口当たり分配金額 60.00円</p> <p>収益分配金金額 83,223,081円</p> <p>(自 平成24年 4月12日 至 平成24年 5月11日)</p> <p>費用控除後の配当等収益額 28,366,460円</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 - 円</p> <p>収益調整金額 1,299,890,576円</p> <p>分配準備積立金額 24,138,250円</p> <p>当ファンドの分配対象収益額 1,352,395,286円</p>	<p>(自 平成24年 9月12日 至 平成24年10月11日)</p> <p>費用控除後の配当等収益額 32,501,266円</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 - 円</p> <p>収益調整金額 1,111,254,620円</p> <p>分配準備積立金額 91,317円</p> <p>当ファンドの分配対象収益額 1,143,847,203円</p> <p>当ファンドの期末残存口数 13,172,418,606口</p> <p>1万口当たり収益分配対象額 868.36円</p> <p>1万口当たり分配金額 60.00円</p> <p>収益分配金金額 79,034,511円</p> <p>(自 平成24年10月12日 至 平成24年11月12日)</p> <p>費用控除後の配当等収益額 35,156,314円</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 - 円</p> <p>収益調整金額 1,033,482,713円</p> <p>分配準備積立金額 25,123円</p> <p>当ファンドの分配対象収益額 1,068,664,150円</p>

当ファンドの期末残存口数	13,998,656,240口	12,782,302,045口
1万口当たり収益分配対象額	966.08円	836.04円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	83,991,937円	76,693,812円
	(自 平成24年 5月12日 至 平成24年 6月11日)	(自 平成24年11月13日 至 平成24年12月11日)
費用控除後の配当等収益額	33,206,069円	38,301,615円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,260,192,292円	926,854,509円
分配準備積立金額	60,096円	86,745円
当ファンドの分配対象収益額	1,293,458,457円	965,242,869円
当ファンドの期末残存口数	13,901,279,364口	11,940,508,541口
1万口当たり収益分配対象額	930.46円	808.37円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	83,407,676円	71,643,051円
	(自 平成24年 6月12日 至 平成24年 7月11日)	(自 平成24年12月12日 至 平成25年 1月11日)
費用控除後の配当等収益額	141,494,595円	115,163,205円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	406,233,387円
収益調整金額	1,209,071,712円	790,601,949円
分配準備積立金額	23,982円	51,816円
当ファンドの分配対象収益額	1,350,590,289円	1,312,050,357円
当ファンドの期末残存口数	13,881,227,981口	10,554,754,682口
1万口当たり収益分配対象額	972.96円	1,243.08円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	83,287,367円	63,328,528円
	(自 平成24年 7月12日 至 平成24年 8月13日)	(自 平成25年 1月12日 至 平成25年 2月12日)
費用控除後の配当等収益額	29,387,472円	33,575,232円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	510,663,200円
収益調整金額	1,187,603,287円	787,295,157円
分配準備積立金額	56,823,592円	405,655,591円
当ファンドの分配対象収益額	1,273,814,351円	1,737,189,180円
当ファンドの期末残存口数	13,627,400,312口	10,063,670,937口
1万口当たり収益分配対象額	934.74円	1,726.19円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	81,764,401円	60,382,025円
	(自 平成24年 8月14日 至 平成24年 9月11日)	(自 平成25年 2月13日 至 平成25年 3月11日)
費用控除後の配当等収益額	37,883,072円	18,936,691円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	179,978,905円
収益調整金額	1,172,306,773円	801,287,445円
分配準備積立金額	4,458,755円	813,610,335円
当ファンドの分配対象収益額	1,214,648,600円	1,813,813,376円

当ファンドの期末残存口数	13,445,294,617口	9,683,714,065口
1万口当たり収益分配対象額	903.40円	1,873.05円
1万口当たり分配金額	60.00円	100.00円
収益分配金金額	80,671,767円	96,837,140円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される各親投資信託受益証券であります。 JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用） JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用） 各親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、各親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。各親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各特定期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成24年9月11日現在)	当期 (平成25年3月11日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	78,078,857	212,556,350
合計	78,078,857	212,556,350

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表(平成25年3月11日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)	4,714,033,036	6,913,129,447	
		J P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用)	1,493,701,967	3,176,058,492	
合計			6,207,735,003	10,089,187,939	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券および「JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	（平成24年9月11日現在）	（平成25年3月11日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		381,404,709	236,953,412
コール・ローン		3,614,219	4,551,588
国債証券		17,455,450,746	17,722,964,270
特殊債券		114,256,080	-
社債券		2,333,080,128	2,125,525,015
派生商品評価勘定		110,254	-
未収入金		107,847,032	-
未収利息		261,924,917	166,256,342
前払費用		65,625,449	30,019,715
流動資産合計		20,723,313,534	20,286,270,342
資産合計		20,723,313,534	20,286,270,342
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		71,264	116,654
未払解約金		41,669,960	65,763,050
流動負債合計		41,741,224	65,879,704
負債合計		41,741,224	65,879,704
純資産の部			
元本等			
元本	1	18,469,561,129	13,788,449,903
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		2,212,011,181	6,431,940,735
元本等合計		20,681,572,310	20,220,390,638
純資産合計		20,681,572,310	20,220,390,638
負債純資産合計		20,723,313,534	20,286,270,342

（注）「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成24年9月11日および平成25年3月11日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>国債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成24年9月11日現在)	(平成25年3月11日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	19,784,063,055円	18,469,561,129円
期中追加設定元本額	2,853,843,954円	2,318,367,227円
期中解約元本額	4,168,345,880円	6,999,478,453円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
J P M グローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）	1,945,680,895円	1,661,806,879円
J P M 新興国現地通貨ソブリン・ファンド F（適格機関投資家専用）	8,352,268,159円	7,079,545,521円
J P M 資産分散ファンド	453,338円	568,311円
J P M 新興国現地通貨ソブリン・ファンド（非課税口・適格機関投資家専用）	333,801,350円	332,496,156円
J P M 新興国毎月決算ファンド	7,837,357,387円	4,714,033,036円
合計	18,469,561,129円	13,788,449,903円
2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	18,469,561,129口	13,788,449,903口
1口当たりの純資産額	1.1198円	1.4665円
（1万口当たりの純資産額）	(11,198円)	(14,665円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、国債証券、特殊債券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては合理的に算定された価額を採用する場合があります。合理的に算定された価額は発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成24年9月11日現在）	（平成25年3月11日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	2,193,380	157,858,719
特殊債券	424,080	-
社債券	4,580,905	113,515,572
合計	7,198,365	271,374,291

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成24年9月11日現在）				（平成25年3月11日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	27,468,854	-	27,397,590	71,264	-	-	-	-
	売建								
	アメリカドル	123,000,000	-	122,952,849	47,151	140,000,000	-	140,116,654	116,654
	トルコ・リラ	27,468,854	-	27,405,751	63,103	-	-	-	-
合計		177,937,708	-	177,756,190	38,990	140,000,000	-	140,116,654	116,654

（注）1．為替予約の時価の算定方法

- （1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
 - （2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 2．換算において円未満の端数は切り捨てております。
 - 3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表（平成25年 3 月11日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO GOVT 6.5% JUN21 M		25,000,000.00	27,802,500.00	
		MEXICO GOVT 6.5% JUN22 M		50,000,000.00	55,855,000.00	
		MEXICO GOVT10% DEC24 M20		68,686,100.00	99,149,759.07	
		MEXICO GOVT10% NOV36 M30		34,106,200.00	51,661,684.32	
		MEXICO GOVT7.75%DEC17M10		89,941,100.00	102,143,409.03	
		MEXICO GOVT9.5%DEC14 M10		71,846,600.00	78,355,183.49	
	計	銘柄数：	6	339,580,000.00	414,967,535.91	
					(3,153,753,272)	
		組入時価比率：	15.6%		15.9%	
ブラジルリアル	BRAZIL 10% JAN14 NTN	BRAZIL 10% JAN14 NTN		28,003,000.00	28,895,567.62	
		BRAZIL 10% JAN17 NTN		60,870,000.00	63,649,080.72	
		BRAZIL 10% JAN21 NTN		22,130,000.00	23,219,791.85	
		計	銘柄数：	3	111,003,000.00	115,764,440.19
					(5,719,920,989)	
		組入時価比率：	28.3%		28.7%	
コロンビアペソ	COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27			3,153,000,000.00	4,905,847,290.00	
計	銘柄数：	1	3,153,000,000.00	4,905,847,290.00		
					(261,481,660)	
		組入時価比率：	1.3%		1.3%	
ペルーヌエボソル	PERU GOVT6.95%AUG31 REGS			5,327,000.00	6,589,126.11	
計	銘柄数：	1	5,327,000.00	6,589,126.11		
					(243,204,644)	
		組入時価比率：	1.2%		1.2%	
ウルグアイペソ	URUGUAY I/L 4.375% DEC28			30,972,090.00	43,695,059.10	
計	銘柄数：	1	30,972,090.00	43,695,059.10		
					(220,223,097)	
		組入時価比率：	1.1%		1.1%	
ドミニカペソ	DOMINICA16.95% FEB22REGS			23,900,000.00	30,270,306.00	
計	銘柄数：	1	23,900,000.00	30,270,306.00		
					(70,832,516)	
		組入時価比率：	0.4%		0.4%	
コスタリカコロン	COSTAR 11.5% DEC22 REGS	COSTAR 11.5% DEC22 REGS		121,950,000.00	147,528,280.80	
		COSTAR 9.43% JUN22 REGS		171,000,000.00	184,662,387.00	
計	銘柄数：	2	292,950,000.00	332,190,667.80		
					(63,813,827)	
		組入時価比率：	0.3%		0.3%	
トルコ・リラ	TURKEY GOVT 10.5% JAN20	TURKEY GOVT 10.5% JAN20		4,500,000.00	5,435,280.00	
		TURKEY GOVT 9% MAR14		4,500,000.00	4,648,500.00	
		TURKEY GOVT 9% MAR17		4,900,000.00	5,408,620.00	
		TURKEY GOVT 9.5% JAN22		2,800,000.00	3,296,440.00	
		TURKEY I/L 3% FEB22		2,000,000.00	2,488,123.60	

		TURKEY 1/L 4.5% FEB15		1.00	1.38	
計		銘柄数:	6	18,700,001.00	21,276,964.98	
					(1,131,721,767)	
		組入時価比率:	5.6%		5.7%	
	ハンガリーフォリント	HUNGARY 7.5% NOV20 20/A		363,000,000.00	396,323,400.00	
計		銘柄数:	1	363,000,000.00	396,323,400.00	
					(165,187,593)	
		組入時価比率:	0.8%		0.8%	
	ポーランドズロチ	POLAND GOVT 5.75% SEP22		17,000,000.00	19,261,000.00	
		POLAND GOVT 6.25% OCT15		39,755,000.00	42,498,095.00	
計		銘柄数:	2	56,755,000.00	61,759,095.00	
					(1,862,036,714)	
		組入時価比率:	9.2%		9.4%	
	ロシアルーブル	RUSSIA 7% JAN23 6211		20,000,000.00	20,190,000.00	
		RUSSIA 7.5% FEB19 6208		18,000,000.00	19,056,600.00	
		RUSSIA 7.85% MAR18 REGS		40,000,000.00	43,108,000.00	
		RUSSIA 8.15% FEB27 6207		140,000,000.00	151,858,000.00	
計		銘柄数:	4	218,000,000.00	234,212,600.00	
					(730,743,312)	
		組入時価比率:	3.6%		3.7%	
	マレーシアリングgit	MALAYSIA 4.262% SEP16		19,000,000.00	19,706,800.00	
		MALAYSIA 4.378% NOV19		20,000,000.00	21,191,000.00	
計		銘柄数:	2	39,000,000.00	40,897,800.00	
					(1,262,106,108)	
		組入時価比率:	6.2%		6.4%	
	タイパーツ	THAI GOVT 3.58% DEC27		158,000,000.00	152,106,600.00	
		THAI GOVT 4.75% DEC24		67,000,000.00	72,741,900.00	
計		銘柄数:	2	225,000,000.00	224,848,500.00	
					(726,260,655)	
		組入時価比率:	3.6%		3.7%	
	インドネシアルピア	INDON 8.25% JUN32 FR58		21,600,000,000.00	26,390,880,000.00	
		INDON 9.5% JUL31 FR54		13,600,000,000.00	18,379,856,000.00	
計		銘柄数:	2	35,200,000,000.00	44,770,736,000.00	
					(447,707,360)	
		組入時価比率:	2.2%		2.3%	
	南アフリカランド	S.AFRICA 7% FEB31 R213		5,520,531.00	5,029,093.33	
		S.AFRICA 7.75% FEB23 2023		21,000,000.00	22,413,300.00	
		S.AFRICA 10.5% DEC26 R186		53,866,667.00	68,313,707.08	
		S.AFRICA 13.5% SEP15 R157		500,000.00	593,850.00	
		S.AFRICA 6.75% MAR21 R208		19,000,000.00	19,309,700.00	
		S.AFRICA 8.75% FEB48 2048		13,500,000.00	14,107,500.00	
計		銘柄数:	6	113,387,198.00	129,767,150.41	
					(1,371,638,779)	
		組入時価比率:	6.8%		6.9%	
	ナイジェリアナイラ	NIGERIA GOVT 10% JUL30		200,000,000.00	188,038,000.00	
		NIGERIA GOVT 15.1% APR17		150,000,000.00	169,650,000.00	
		NIGERIA GOVT 16.39% JAN22		95,667,000.00	122,252,859.30	
計		銘柄数:	3	445,667,000.00	479,940,859.30	
					(292,331,977)	
		組入時価比率:	1.4%		1.5%	
	小計				17,722,964,270	
					(17,722,964,270)	
社債券	アメリカドル	CITI VAR GHS MAR13 CLN		2,720,000.00	2,124,048.00	

		CITI VAR IDR NOV20 CLN		6,566,870.00	7,942,629.26	
		CITI VAR NGN JAN22 CLN		2,500,000.00	2,704,225.00	
		CITI VAR RUB APR21 CLN A		3,100,000.00	3,181,530.00	
		CITI VAR RUB APR21 CLN B		2,150,000.00	2,515,500.00	
		STD VAR GHS JUN17 CLN A		150,000.00	151,050.00	
		STD VAR GHS JUN17 CLN B		500,000.00	472,500.00	
		STD VAR GHS OCT15 CLN		800,000.00	898,160.00	
	計	銘柄数 :	8	18,486,870.00	19,989,642.26	
					(1,921,004,621)	
		組入時価比率 :	9.5%		9.7%	
	トルコ・リラ	AKBANK 7.5% REGS		2,000,000.00	2,009,000.00	
	計	銘柄数 :	1	2,000,000.00	2,009,000.00	
					(106,858,710)	
		組入時価比率 :	0.5%		0.5%	
	スリランカルピー	HSBC VAR LKR APR18 CLN		138,352,500.00	128,502,217.05	
	計	銘柄数 :	1	138,352,500.00	128,502,217.05	
					(97,661,684)	
		組入時価比率 :	0.5%		0.5%	
	小計				2,125,525,015	
					(2,125,525,015)	
	合計				19,848,489,285	
					(19,848,489,285)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「J P M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成24年 9月11日現在)	(平成25年 3月11日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		517,766,330	1,063,652,475
コール・ローン		1,654,523	82,298,650
株式		75,986,896,933	82,927,730,664
派生商品評価勘定		95,835	-
未収入金		256,569,227	962,538,843
未収配当金		238,360,041	145,446,497
未収利息		2	112
流動資産合計		77,001,342,891	85,181,667,241
資産合計		77,001,342,891	85,181,667,241
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	212,677
未払金		-	612,217,735
未払解約金		553,363,888	552,916,259
流動負債合計		553,363,888	1,165,346,671
負債合計		553,363,888	1,165,346,671
純資産の部			
元本等			
元本	1	48,959,524,436	39,513,072,741
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		27,488,454,567	44,503,247,829
元本等合計		76,447,979,003	84,016,320,570
純資産合計		76,447,979,003	84,016,320,570
負債純資産合計		77,001,342,891	85,181,667,241

（注）「J P M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年1月21日から翌年1月20日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成24年9月11日および平成25年3月11日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成24年9月11日現在)	(平成25年3月11日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額、 期中追加設定元本額および期中解約元 本額		
期首元本額	51,270,750,399円	48,959,524,436円
期中追加設定元本額	3,961,035,167円	2,066,235,714円
期中解約元本額	6,272,261,130円	11,512,687,409円
本報告書における開示対象ファンドの期末 における元本の内訳（注）		
J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド	41,084,556,891円	32,509,719,070円
J P M ブリックス F I V E ポートフォ リオ（みずほ S M A 専用）	106,175,854円	81,045,150円
J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド（適 格機関投資家転売制限付）	1,197,223,605円	1,134,274,648円
J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド V A （適格機関投資家専用）	4,089,758,022円	3,586,727,396円
J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド （3ヶ月決算型）	973,423,394円	707,604,510円
J P M 新興国毎月決算ファンド	1,508,386,670円	1,493,701,967円
合 計	48,959,524,436円	39,513,072,741円
2 本報告書における開示対象ファンドの 特定期間末日における受益権の総数	48,959,524,436口	39,513,072,741口
1 口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.5615円 (15,615円)	2.1263円 (21,263円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成24年9月11日現在）	（平成25年3月11日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	1,270,694,653	292,975,722
合計	1,270,694,653	292,975,722

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成24年9月11日現在）				（平成25年3月11日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 売建								
	アメリカドル	250,000,000	-	249,904,165	95,835	120,000,000	-	120,212,677	212,677
合計		250,000,000	-	249,904,165	95,835	120,000,000	-	120,212,677	212,677

（注）1．為替予約の時価の算定方法

- （1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
 - （2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 2．換算において円未満の端数は切り捨てております。
 - 3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成25年3月11日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	LUKOIL-SPON ADR	809,100	67.00	54,209,700.00	
	PETROLEO BRASILEIRO SA-ADR	925,000	17.19	15,900,750.00	
	TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	443,709	42.65	18,924,188.85	
	GERDAU SA -SPON ADR	1,365,970	8.20	11,200,954.00	
	VALE SA-SP PRF A ADR	764,364	17.80	13,605,679.20	
	EMBRAER SA-ADR	136,400	34.66	4,727,624.00	
	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS/WI	584,600	45.54	26,622,684.00	
	COMPANHIA DE BEBIDAS-PR ADR	420,690	45.34	19,074,084.60	
	HDFC BANK LTD-ADR	166,600	40.31	6,715,646.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF ADR	1,139,939	19.04	21,704,438.56	
	SBERBANK OF THE RUSSIA-CLS	9,331,959	3.42	31,961,959.57	
	SBERBANK OF THE RUSSIA-SPONSORED ADR LI	644,564	14.18	9,139,917.52	
	SBERBANK OF THE RUSSIA-SPONSORED ADR US	1,075,000	14.30	15,372,500.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	984,200	21.58	21,239,036.00	
	小計	銘柄数：	14		270,399,162.30
				(25,985,359,497)	
	組入時価比率：	30.9%		31.3%	
ブラジルリアル	WEG SA	757,300	26.81	20,303,213.00	
	LOJAS RENNER S.A.	289,000	75.30	21,761,700.00	
	BRF-BRASIL FOODS SA	711,500	45.00	32,017,500.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	715,200	36.90	26,390,880.00	
	BM&F BOVESPA SA	2,252,600	14.01	31,558,926.00	
	CIELO SA	270,224	59.11	15,972,940.64	
	COMPANHIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS-PRF	831,597	25.34	21,072,667.98	
小計	銘柄数：	7		169,077,827.62	
				(8,354,135,462)	
	組入時価比率：	9.9%		10.1%	
香港ドル	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	4,469,000	29.55	132,058,950.00	
	CNOOC LTD	8,841,000	15.00	132,615,000.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	13,624,000	10.80	147,139,200.00	
	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-H	3,835,500	28.40	108,928,200.00	
	SJM HOLDINGS LIMITED	3,576,000	18.72	66,942,720.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	31,736,840	6.44	204,385,249.60	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	8,702,134	17.20	149,676,704.80	
	AIA GROUP LTD	4,836,600	33.80	163,477,080.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA-H	2,133,500	65.50	139,744,250.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	6,510,000	22.40	145,824,000.00	
	CHINA MOBILE LTD	1,308,000	84.20	110,133,600.00	
	小計	銘柄数：	11		1,500,924,954.40
				(18,596,460,185)	
	組入時価比率：	22.1%		22.4%	
インドルピー	COAL INDIA LIMITED	2,868,300	321.35	921,728,205.00	
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	479,820	1,497.55	718,554,441.00	
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	1,296,800	904.20	1,172,566,560.00	
	ITC LIMITED	3,656,372	297.70	1,088,501,944.40	
	HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	1,463,500	437.80	640,720,300.00	
	HDFC BANK LTD	350,200	657.30	230,186,460.00	

	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	1,864,780	813.25	1,516,532,335.00	
	KOTAK MAHINDRA BANK LIMITED	1,651,200	675.30	1,115,055,360.00	
	INFOSYS LTD	344,570	2,970.20	1,023,441,814.00	
小計	銘柄数 :	9		8,427,287,419.40	
				(15,084,844,480)	
	組入時価比率 :	18.0%		18.2%	
南アフリカランド	SASOL LIMITED	401,700	403.00	161,885,100.00	
	BIDVEST GROUP LIMITED	374,600	243.19	91,098,974.00	
	MR PRICE GROUP LIMITED	964,200	120.50	116,186,100.00	
	CLICKS GROUP LTD	1,384,700	59.00	81,697,300.00	
	MASSMART HOLDINGS LIMITED	426,604	190.00	81,054,760.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	1,208,025	176.50	213,216,412.50	
	TIGER BRANDS LTD	641,544	319.35	204,877,076.40	
	AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD	4,838,799	28.64	138,583,203.36	
	FIRSTRAND LTD	3,143,659	31.45	98,868,075.55	
	OLD MUTUAL PLC	2,436,617	28.46	69,346,119.82	
	MTN GROUP LTD	873,258	175.77	153,492,558.66	
小計	銘柄数 :	11		1,410,305,680.29	
				(14,906,931,040)	
	組入時価比率 :	17.7%		18.0%	
合計				82,927,730,664	
				(82,927,730,664)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

純資産額計算書

(平成25年4月19日現在)

種類	金額	単位
資産総額	9,762,561,871	円
負債総額	95,103,019	円
純資産総額(-)	9,667,458,852	円
発行済口数	9,357,718,546	口
1口当たり純資産額(/)	1.0331	円

(参考) J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年4月19日現在)

種類	金額	単位
資産総額	21,176,997,635	円
負債総額	381,583,312	円
純資産総額(-)	20,795,414,323	円
発行済口数	13,684,610,606	口
1口当たり純資産額(/)	1.5196	円

(参考) J P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年4月19日現在)

種類	金額	単位
資産総額	76,076,437,714	円
負債総額	749,047,384	円
純資産総額(-)	75,327,390,330	円
発行済口数	37,203,340,900	口
1口当たり純資産額(/)	2.0247	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 1委託会社等の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

資本金の額（平成25年4月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

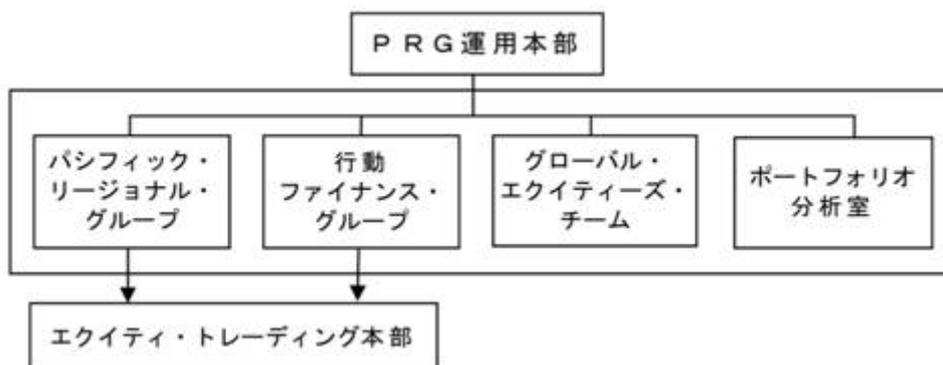
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

投資運用の意思決定機構

(イ) P R G 運用本部



(a) P R G 運用本部は、P R G 株式運用ストラテジー*、行動ファイナンス株式運用ストラテジー*またはM D P コクサイ株式運用ストラテジー*に基づいた運用を行います。

* 「P R G 株式運用ストラテジー」は、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

「行動ファイナンス株式運用ストラテジー」は、「人間の心理」が引き起こす「株の売られ過ぎ」、「過小評価」等の非効率性を捉え、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

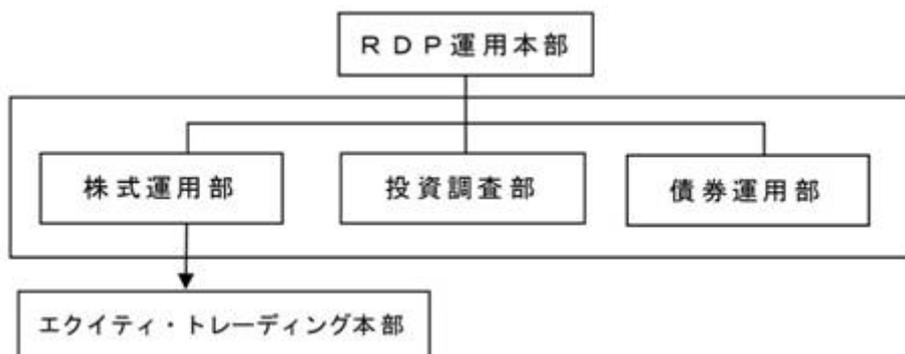
「M D P コクサイ株式運用ストラテジー」は、世界各地（現地）のベスト・アイデアを基に、アナリストによるグローバル（地域横断的）な業種分析を加え、最終的にポートフォリオ・マネジャーの判断で運用を行います。

(b) P R G 運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、P R G 株式運用ストラテジー、行動ファイナンス株式運用ストラテジーまたはM D P コクサイ株式運用ストラテジーに基づいた国内外の株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

(c) パシフィック・リージョナル・グループは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点からの情報を参考に、P R G 株式運用ストラテジーに基づき国内株式およびアジア株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同グループが行う国内株式およびアジア株式の運用や海外関係会社に運用を委託しているP R G 株式運用ストラテジーによる外国株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

- (d) 行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス株式運用ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同グループが行う国内外の株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (e) グローバル・エクイティーズ・チームは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点からの情報を参考に、MD Pコクサイ株式運用ストラテジーに基づき外国株式の投資判断を行います。また、同チームが行う外国株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (f) エクイティ・トレーディング本部は、前記(c)・(d)のグループによる投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。
- (g) ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記(c)・(d)のグループにその結果を提供します。

(ロ) R D P運用本部



- (a) R D P運用本部は、投資調査部、株式運用部および債券運用部で構成されます。投資調査部および株式運用部は、R D P株式運用ストラテジー*に基づいた運用を行います。

* 「R D P株式運用ストラテジー」は、個別企業の徹底した調査・分析に配当割引モデルによる客観的評価を加えることにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

- (b) 投資調査部に所属するアナリストはR D P株式運用ストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
- (c) 株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記(b)の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。また、同部が行う国内株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (d) 債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。さらに、同部が行う国内外の債券の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (e) エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

- (ハ) 前記(イ)および(ロ)以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

(注) 前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成25年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成24年10月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ)。

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	69	530,881
公募単位型株式投資信託	4	76,460
公募追加型債券投資信託	2	382,531
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	58	327,276
総合計	133	1,317,148
親投資信託	60	-

(注)百万円未満は四捨五入

< 訂正後 >

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年4月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ)。

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	72	927,678
公募単位型株式投資信託	4	47,001
公募追加型債券投資信託	2	411,092
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	58	496,964
総合計	136	1,882,735
親投資信託	61	-

(注)百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、第23期中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			2,292,776	
有価証券			5,809,443	
前払費用			49,778	
未収入金			126,459	
未収委託者報酬			2,720,206	
未収収益			1,967,862	
関係会社短期貸付金			1,078,000	
繰延税金資産			584,274	
その他			4,263	
流動資産計			14,633,065	92.9
固定資産				
投資その他の資産			1,115,413	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		823,080		
長期預け金		155,255		
敷金保証金		44,158		
その他		32,919		
固定資産計			1,115,413	7.1
資産合計			15,748,479	100.0

		第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			84,423	
未払金			2,120,585	
未払収益分配金		324		
未払償還金		565		
未払手数料		1,230,874		
その他未払金	1	888,820		
未払費用			853,363	
未払法人税等			73,876	
賞与引当金			648,280	
事務所賃貸借契約引当金			135,088	
流動負債計			3,915,618	24.9
固定負債				
長期末払金			147,862	
賞与引当金			431,802	
役員賞与引当金			92,774	
退職給付引当金			15,939	
事務所賃貸借契約引当金			186,173	
繰延税金負債			9,700	
固定負債計			884,251	5.6
負債合計			4,799,870	30.5

		第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			7,714,789	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		7,681,112		
株主資本計			10,932,789	69.4
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			15,819	
評価・換算差額等計			15,819	0.1
純資産合計			10,948,608	69.5
負債・純資産合計			15,748,479	100.0

(2) 中間損益計算書

		第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			5,519,851	
運用受託報酬			2,517,722	
業務受託報酬			818,038	
その他			60,824	
営業収益計			8,916,436	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			4,331,051	
支払手数料		2,404,356		
調査費		1,539,237		
その他営業費用		387,457		
一般管理費			4,446,619	
営業費用・一般管理費計			8,777,670	98.4
営業利益			138,766	1.6
営業外収益	1	48,724		
営業外収益計			48,724	0.5
営業外費用	2	13,431		
営業外費用計			13,431	0.1
経常利益			174,058	2.0
税引前中間純利益			174,058	2.0
法人税、住民税及び事業税			60,258	0.7
法人税等調整額			65,411	0.7
中間純利益			179,211	2.0

重要な会計方針

項目	第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2．引当金の計上基準</p>	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

項目	第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	(4) 事務所賃貸借契約引当金 事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料に基づき引当金を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していません。

(中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
1 営業外収益のうち主要なもの (千円)	
受取配当金	26,454
投資有価証券売却益	15,325
2 営業外費用のうち主要なもの (千円)	
投資有価証券売却損	11,735

（リース取引関係）

第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		
1年以内	540,227	千円
1年超	1,325,880	千円
合計	1,866,107	千円

（金融商品関係）

第23期中間会計期間末（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,292,776	2,292,776	-
(2) 有価証券	5,809,443	5,809,443	-
(3) 未収委託者報酬	2,720,206	2,720,206	-
(4) 未収収益	1,967,862	1,967,862	-
(5) 関係会社短期貸付金	1,078,000	1,078,000	-
(6) 投資有価証券	823,080	823,080	-
(7) 長期預け金	155,255	154,603	652
資産計	14,846,622	14,845,970	652
(1) 未払手数料	1,230,874	1,230,874	-
(2) その他未払金	888,820	888,820	-
(3) 未払費用	853,363	853,363	-
(4) 長期未払金	147,862	147,241	621
負債計	3,120,919	3,120,298	621

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末(平成24年9月30日)

1. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 60,000千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	823,080	797,560	25,520

(注) 有価証券(中間貸借対照表計上額 5,809,443千円)については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第23期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,519,851	2,517,722	818,038	60,824	8,916,436

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
7,295,553	1,620,883	8,916,436

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(1株当たり情報)

第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	194,590円04銭
1株当たり中間純利益金額	3,185円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	179,211千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	179,211千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
1	株式会社伊予銀行	20,948百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
2	株式会社鹿児島銀行	18,130百万円	同上
3	株式会社香川銀行	12,014百万円	同上
4	株式会社京都銀行	42,103百万円	同上
5	株式会社群馬銀行	48,652百万円	同上
6	株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	同上
7	株式会社千葉銀行	145,069百万円	同上
8	株式会社長崎銀行	4,121百万円	同上
9	株式会社南都銀行	29,249百万円	同上
10	株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	同上
11	株式会社横浜銀行	215,628百万円	同上
12	株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	同上
13	いよぎん証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品業を営んでいます。
14	西日本シティTT証券株式会社	1,575百万円	同上
15	浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	同上

16	S M B C日興証券株式会社	10,000百万円	同 上
17	三菱U F J 信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 当ファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
1	J Pモルガン・アセット・マネジメント(U K)リミテッド	24百万ポンド	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

(4) マザーファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
1	J . P .モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	450万米ドル	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。
2	J Pモルガン・アセット・マネジメント(U K)リミテッド	24百万ポンド	同 上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ P M新興国毎月決算ファンドの平成24年9月12日から平成25年3月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P M新興国毎月決算ファンドの平成25年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月13日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。